

{該当事項チェック}

- 排 出……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、すべての国の領海の基線から外側50海里を超える海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）において排出する。

ただし、比重1.2未満の状態及び粉末のままでの排出は禁止されている。

- 陸 揚 げ……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 本船では該当する無機性のものは発生しない。

6.3.3 植物性のものの排出等

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、植物性のもの（木皮、大豆かす等）については、以下のとおり排出又は陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 排 出 1……………植物性のもののうち木くずにあっては、最大径おおむね15センチメートル以下に破碎又は切断処理したものを、すべての国の領海の基線から外側50海里を超える海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）において航行中に排出する。
- 排 出 2……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物（最大径おおむね15センチメートルを超える木くずを除く。）を、すべての国の領海の基線から外側50海里を超える海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）において航行中に排出する。
- 陸 揚 げ……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 本船では該当する植物性のものは発生しない。

6.3.4 動物性のものの排出等

前章の手順により、貯蔵した通常活動廃棄物のうち、動物性のもの（魚肉の残さ等）については、以下のとおり排出又は陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 排 出……………無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、すべての国の領海の基線から外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び環境大臣が指定する海域を除く。）において排出する。